



住民税務課・住民生活課より

バイク・トラクター・軽自動車等の廃車や変更届は3月末までに!! 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(又は使用者)に課税されます!

<廃車届・変更届の手続きについて>

車両の種類	手続きの場所等						
<ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自転車 (125cc以下のバイク) ●小型特殊自動車 (トラクターやフォークリフト等) ●ミニカー 	<ul style="list-style-type: none"> ●錦江町役場 (本庁住民税務課・支所住民生活課) <table border="1"> <tr> <td>登録</td> <td>車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑</td> </tr> <tr> <td>廃車</td> <td>ナンバープレートと所有者の印鑑</td> </tr> <tr> <td>名義変更</td> <td>新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの</td> </tr> </table>	登録	車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑	廃車	ナンバープレートと所有者の印鑑	名義変更	新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの
登録	車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑						
廃車	ナンバープレートと所有者の印鑑						
名義変更	新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの						
<ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車(四輪) ●軽自動車(二輪) (125cc超え 250cc以下) ●小型二輪 (250cc超え) 	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県軽自動車協会 (住所) 鹿児島市谷山港2-4-42 (電話) 099-261-4011 (代表) 						

<農耕用小型特殊自動車について>

○農耕用特殊自動車とは…

乗用の農耕作業自動車 (トラクタ、薬剤散布車、コンバイン、田植機) 大きさ(制限なし) 総排気量(制限なし) ※型式認定番号が「農****」のもの	 トラクタ	 コンバイン
最高速度 35km/h未満	最高速度 35km/h以上	
小型特殊自動車	大型特殊自動車	
軽自動車税の対象	事業用の場合 固定資産税の対象 (償却資産) 乗用田植機	

○その他の特殊自動車とは…

バックホー、ショベルローダ、タイヤローラ、 フォークリフト、ホイールキャリアなど ※国土交通大臣の指定する キャタピラを有する自動車	 バックホー	 ショベルローダ
長さ：4.7m以下 幅：1.7m以下 高さ：2.8m以下 最高時速15km以下	どれか一つでも 左記に該当 しないもの。	
小型特殊自動車	大型特殊自動車	
軽自動車税の対象	事業用の場合 固定資産税の対象 (償却資産) フォークリフト ホイールキャリア	

乗用装置のある農耕用小型特殊自動車は、公道を走行するしないにかかわらず、所有していれば「軽自動車税」がかかります。現在、該当する車両を所有されていて、手続きがお済でない方は **ナンバープレート** の交付を受けてください。

お問い合わせ先 (本庁) 住民税務課税務チーム ☎ 0994-22-3037 (直通)
(支所) 住民生活課税務地籍チーム ☎ 0994-25-2511

農業委員会より

あなたも農業者年金に加入しませんか?

安心が大きくなる、将来の準備をしましょう! 農業者の方なら広く加入できます。

農業者年金に加入するとメリットがいっぱい

- ・国民年金の被保険者で年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。(保険料納付免除者は除く)
- ・積立方式で少子高齢化の時代に対応した安定した制度となっています。
- ・終身年金で80歳までの保証付きです。
- ・公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- ・農業の担い手は、一定の要件を備えれば政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。
- ・保険料の額は、月額2万円~6万7千円まで自由に決められます。

※加入の申し込みやご相談については、農業委員会か農協にお問い合わせください。

錦江町農業委員会 ☎ 22-3035(直通)
鹿児島きもつき農協大根占支所 ☎ 22-2531
鹿児島きもつき農協田代支所 ☎ 25-2521

お問い合わせ先 (農業委員会) ☎ 0994-22-3035